

IV 取 引

21 新SNAでは、商品は、217の品目にグループ化されて推計され、それを407品目に集計したものを作業単位としている。これは、ほぼ45年E-O表の6桁品目に対応している。この6桁品目で数量と価格の分割が行われ、不変価格表禾のための基礎単位をなしている。なおT表 (make matrix) の商品分類は、表5の通りである。

22 消費は、目的別に分類されており、家計最終消費支出、政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出が共通の目的別分類に従っている。特に、政府と対家計民間非営利団体の支出の目的別分類は、福祉分析、社会人口統計との接合を旨としており、社会的、公共サービスの提供の影響についてより適切な分析データを与える。分類は、表6のようになっている。

家計最終消費は、さらに、形態別分類、費目別分類が行われている。費目別分類は特にNIとの接続性を保持するために行われている。(付録の表形形式中の主要表1を参照

表5 V表の産業及び商品分類

産業分類	商品分類	産業分類	商品分類
1 耕種農業	1 新 種 産 産	29 印刷、出版	40 印刷、出版
2 畜産、養蚕業	2 畜 産 産 産	30 皮革、皮革製品	41 皮革、皮革製品
3 獣 医 業	3 獣 医 産 産	31 ゴム製品	42 ゴム製品
4 農業サービス	4 農業サービス	32 その他の製造業	43 その他の製造業
5 林 業	5 林 業 産 産	33 建設業	44 建設業
6 水 産 業	6 水 産 業 産 産	34 電力	45 電力
7 石炭、亜炭	7 石炭、亜炭	35 ガス、熱供給業	46 都市ガス
8 金属鉱業	8 鉄 鉱 石	36 水道、工業用水道	47 上水道、工業用水道
	9 非鉄金属鉱石	37 廃棄物処理	48 廃棄物処理
9 原油・天然ガス	10 原油・天然ガス	38 卸売業	49 卸 売 業
10 砂利、石材	11 砂 利	39 小 売 業	50 小 売 業
11 その他鉱業	12 その他鉱業	40 金 融 業	51 金 融 業
12 食 料 品	13 屠殺肉・酪農品	41 保 険	52 保 険
	14 水産食品	42 不動産仲介業	53 不動産仲介業
	15 繊維・織物	43 住宅賃貸業	54 住宅賃貸業
	16 その他食料品	44 不動産賃貸業	55 不動産賃貸業
	17 飲 料	45 鉄道輸送業	56 鉄道輸送業
	18 煙 草	46 道路輸送業	57 道路輸送業
13 繊維工業	19 天然繊維紡績	47 その他運輸	58 その他運輸

14 ノロフ、紙	20 化学繊維紡績	59 通信、電話	59 通信、電話
15 化 学	21 織物、その他繊維製品	60 卸 売 業	60 卸 売 業
	22 ノロフ、紙	61 医 業	61 医 業
16 石油製品	23 基礎化学薬品	51 その他公共サービス	62 その他公共サービス
17 石炭製品	24 化学繊維原料	52 放送、映画製作興業等	63 放送、映画製作興業等
18 窯業、土石製品	25 その他化学製品	64 飲食店	64 飲食店
19 鉄 鋼	26 石油製品	58 旅 館	65 旅 館
	27 石炭製品	55 洗たく、理髪、浴場	66 洗たく、理髪、浴場
20 非鉄金属製品	28 窯業、土石製品	56 その他サービス	67 その他サービス
21 金属製品	29 鉄鉄、無鋼	57 分類不明	68 分類不明
22 一般機械	30 鉄鋼一次製品		
23 電気機械	31 非鉄金属一次製品		
24 輸送機械	32 金属製品		
25 精密機械	33 一般機械		
26 身体部品	34 電気機械		
27 木材、木製品	35 輸送機械		
28 漆	36 精密機械		
	37 身体部品		
	38 木材、木製品		
	39 漆		

(85)

(86)

表4 消費支出の目的別分類

家 計	1	食料品・飲料品・煙草
	2	衣服・はき物
	3	家賃・光熱
	4	家具・家庭器具・雑費
	5	医療・保健
	6	交通・通信
	7	レクリエーション・娯楽・教育・文化サービス
	8	その他
一 般 政 社	1	一般政府サービス
	2	防 衛
	3	教 育
	4	保 健
	5	社会保険・福祉サービス
	6	住宅・地域開発
	7	その他の地域・社会サービス
	8	経済サービス
	9	その他
社 会 司 民 間	1	教 育
	2	医 療
	3	その他

23 資本形成は、資本財の種類別に分類されている（表4形式のフロー納付表を参照）。さらに、粗資本ストックは、現行NIにおけると同様、産業別大分類により、基準時価格で推計される。

24 新SNAと現行NIとにおいて、取扱いが異なる主要な取引の一つは、金融機関、特に銀行の帰属利子である。新SNAでは、現行NIと同様、銀行の産出額は、実現手数料と帰属手数料（＝帰属利子）との和と定義されている。そして帰属手数料は、銀行の受取利子と支払利子との差として定義される。

現行NIでは、この銀行のサービスを企業と個人とがそれぞれ中間消費、最終消費として購入するのとこれ、それに伴い、帰属利子がそれぞれの消費と同額だけ企業及び家計に銀行から支払われたりとする擬制計算が行われた。こうすることによって、企業及び個人の財蓄は何ら影響されることはなかった。企業と個人への分割は、それぞれの預金残高によって行われた。

新SNAでは、銀行のサービスを企業がすべて中

間消費するものとされる。そして、各産業部門への
分類という恣意性と煩しさを避けるために、名目的
ダミー産業部門を設け、そのダミー産業が銀行サー
ビスをすべて中間消費するものとされる。そしてダ
ミー産業には、同額の負の営業余剰が計上される。
このダミー産業は、制度部門分類では、金融機関に
含まれる。

以上の取引の相違を勘定形式により例示したのが
表7である。

こうした取扱いをすることにより、貸出し金利と
預金金利との差の変動が個人消費支出上に直接現わ
れるという問題点が解消されている。

(25) 再生産可能な有形固定資産（構築物、設備、機械
等）の貸与は、新SNAでは商品タイプのサービ
スとして考えられている。すなわち、現行NIでは、
設備等の賃貸は、使用者主義（但し住宅を除く）に
基づいていたが、新SNAでは、所有者主義に基づ
いている。その結果、貸与活動は、総産出額（＝総
賃貸料）を有し、総賃貸料は、その生産者の営業余
剰の一部となる。他方、その設備等を借りた生産者の
使用料（＝総賃貸料）は、その生産者の中間消費と
なる。

剰の一部となる。他方、その設備等を借りた生産者の
使用料（＝総賃貸料）は、その生産者の中間消費と
なる。

住宅の賃貸は、新旧ほとんど相違はなく、“住宅
所有権”と呼ばれる取引活動が住宅賃貸業という部
門を形成する。所有者占有住宅については、帰属家
賃が計算される。新旧SNAでは、この評価価格に
相違があり、新SNAでは、民間賃貸住宅家賃と公
社・公団住宅家賃との加重平均が評価価格となつて
いる。さらに、個人所有で貸与された住宅の場合、
現行NIでは、対称する純家賃は、財産所得の賃貸
料として個人勘定に記録されたが、新SNAでは、
営業余剰として生産勘定から所得支出勘定へ移動さ
れて記録されることになる。

なお、土地に関する純賃貸料の取扱いは現行NI
と同様、財産所得として計上される。

26. 前述した表1の新SNAの基本構造では、統合勘
定が示されているため、所得の分配、再分配過程は
明示されていない。新SNAでは、現行NIでは推

計されていない所得の発生が活動別部門分類と制度部門別分類の両者により把握される。そのため、活動別分類から制度部門別分類への組み替え勘定が置かれる。その結果、雇用者所得と営業余剰は、活動別と制度部門別の両部門分類によりその発生が推計される。

制度部門別所得支出勘定では、再分配過程を経て得られる可処分所得とその使用動向、すなわち消費と貯蓄への処分とが統合して示されている。そして、所得の移転は「ネットベース」ではなく、「グロスベース」で所得の受取りと支払とができる限り明示されている。

27. 移転所得は、次の3種類に区分されている。

- ① 間接税と補助金；すなわち、生産者が、生産活動にとりなって、要領所得以外から政府に支払うか、あるいは政府から受取るもの(注1)。
- ② 法人企業やその他の制度部門が財産を所有しそれを貸与することから生ずる取引。
- ③ その他の反対論付のふるま(契約に基づく)支払

2) 旧 S ~ A

生産勘定

銀行

中間消費 2	対サービス支払 1
被用者報酬 5	
固定資本減耗 1	帰属銀行手数料 10
営業余剰 3	(33 6 0 企業入) (4 0 0 家計入)

生産勘定

企業

中間消費 7
33 対サービス支払 1
帰属銀行手数料 6
営業余剰 7

所得・支出勘定

銀行

支払利息 90	営業余剰 3
帰属 10	受取利息 100
貯蓄 3	

所得・支出勘定

企業

貯蓄 -1	営業余剰 -7
	帰属利息 6

所得・支出勘定

家計

個人消費 4	帰属利息 4
貯蓄 0	

b) 新 S ~ A

生産勘定

銀行

中間消費 2	対サービス支払 1
被用者報酬 5	
固定資本減耗 1	帰属銀行手数料 10
営業余剰 3	

生産勘定

名目的産業

中間消費 10
営業余剰 -10

所得・支出勘定

銀行

支払利息 90	営業余剰 3
貯蓄 3	受取利息 100

所得・支出勘定

名目的産業

貯蓄 -10	営業余剰 -10
--------	----------

所得・支出勘定

金融機関

支払利息 90	銀行の営業余剰 3
貯蓄 3	名目的産業の営業余剰 -10
	受取利息 100

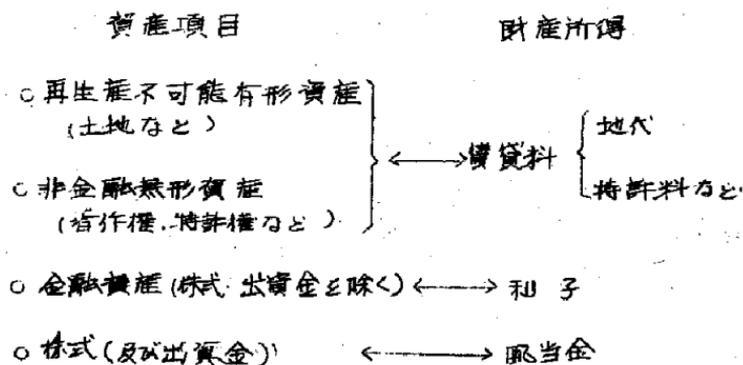
* 単純化のため、銀行の生産勘定を除いた各勘定は、銀行手数料との結びつきがある取引のみを示している。よって各生産勘定には記入されないうまきになっている取引がいくつかある。

出典：参考文献〔6〕

及び受取

- ④ 政府機関に対する支払義務及び政府機関の支払約束で反対給付のない（契約に基づかない）移転
- ⑤ その他反対給付のない任意の贈与

②と③は、ある意味ではともに契約的な移転である（参考文献〔9〕を参照）。②は、財産の賃貸に伴う契約から発生する移転であり、財産所得と呼ばれる。それは、「利子」「配当金」及び「賃貸料」とからなり、賃与する財産とは次のような関係になっている。



③は、新SNAで新たに設けられた移転項目で、損害保険の純保険料と保険金がそれに相当する。

28 ④と⑤は、再分配取引である。④は、強制的な移転」といえるべきもので、政府との間の一方的移転である。これに含まれる経常移転項目には、「直接税」、「強制的な手数料・罰金」、「社会保障負担」及び「社会保障給付」がある。「強制的な手数料・罰金」は、新SVAで新たに設けられたものであり、運転免許改換の更新料、運転免許の交付料、裁判所の手数料など、その支払がサービスを受けようとする場合、義務的であり、しかも不可避なものである。「社会保障給付」は、現行NIEでは、他の項目とともに「政府から個人への移転」として示されており、明示されていなかった。

⑤は、任意的な移転であり、贈与が代表的なものである。これに含まれる経常移転項目には「社会扶助金」、「対象許民間非営利団体への経常移転」、「無基金雇用者福祉帰属負担」、「無基金雇用者福祉給付」、「一般政府によるその他の経常移転」、「一般政府によって受けとられるその他の経常移転」、「その他の居住者によるその他の経常移転」及び「

その他の居住者によって受け取られるその他の経常移転」がある。

29 再分配取引における年金・準備金制度は、

- (1) 社会保障基金
- (2) 民間年金基金

に分類され、さらに基金を持たないものとして

- (3) 無基金

が特に取扱われている。社会保障基金は、一般政府の副部門として扱われ、これに関する移転項目は、社会保障負担と社会保障給付である。社会保障基金に対する雇主負担は、現行NIEと同様、雇用者所得となる。民間年金基金は、保険会社と年金基金として分類され、金融機関に含まれる。年金基金からの移転は、ネットベースで示され、特別に明示されないが、一部利子は帰属計算される。この私的年金基金に対する雇主負担は、雇用者所得として計上される。この点は、現行NIEでは無視されていた。無基金は、特定の基金、準備金を設けず、または民間基金または保険組織に加入しない雇主によって

雇用者に支払われる年金、家族手当、傷害補償金、退職手当などである。これに関しては、雇主からの実際の給付額が、無基金雇用者福祉給付である。これに対して、年金基金があるとのと同形式の扱いをするために雇主の負担金が帰属計算される。この帰属金は、年金基金などと同様の基準による推計などが考えられるが、推計が困難なため実際の給付額が雇主の帰属負担となる。そして、それが雇用者所得に計上される。他方、同様に雇用者から雇主へ無基金雇用者帰属負担として移転されるといふ帰属計算を行う。これを勘定形式で示せば、次のようになる。

企業 表 計
生産勘定 所得支出勘定

支 払		受 取	
雇用者所得のうち 無基金帰属負担 a			雇用者所得のうち 無基金帰属負担分 → a + b + c
所得支出勘定		無基金雇用者 帰属負担	
支 払	受 取	無基金雇用者 福祉給付 a + b + c	無基金雇用者福祉 給付 → a + b + c
無基金雇用者 福祉給付 a	無基金雇用者 帰属負担 a		

注、b、cは企業以外の部門からの分である。

30 所得支出勘定における取引項目は、所得再分配勘定と所得使用勘定とに分割して使用するのが分析上は便利であろう。表計について例示すれば次のようになる。

同様に、統合勘定における国民可処分所得は、次のように整理することにより、現行NIとの関連がより明確になる。

表計の所得支出勘定

	借 方	貸 方
所得再分配勘定	財産所得	雇用者所得
	損害保険の他保険料	営業余剰
	直・接・所	財産所得
	罰金及び裁判的手数料	損害保険金
	社会保険負担	社会保険給付
	対株社民間非営利	社会扶助金
所得使用勘定	国外への経常移転	無基金雇用者福祉給付
	無基金雇用者福祉帰属負担	その他の経常移転
	その他の経常移転	
	可処分所得	
所得使用勘定	最終消費支出 貯蓄	可処分所得

国民可処分所得

1		雇用者所得
2		営業余利
3	1+2	国内要素所得
4		海外からの雇用者所得(他)
5		海外からの財産及び企業所得(他)
6		間接税
7		(控除)補助金
8	3+4+5+6+7	国民所得
9		海外からのその他の経常移転(他)
10	8+9	国民可処分所得

表2 金融資産・負債項目

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 金・SDR | (6) 投資信託受益証券 |
| 2. 現金通貨・通貨性預金 | (7) 木貨債 |
| (1) 日銀預け金 | 6 株 式 |
| (2) 現金通貨 | 7 貸出金・借入金 |
| (3) 零払預金 | (1) 日銀貸出金・借入金 |
| (4) 政府当座預金 | (2) コーポ |
| 3. その他の預金 | (3) 買入手形・売渡手形 |
| (1) 定期性預金 | (4) 市中貸出金・借入金 |
| (2) 自由円預金・外貨預金 | (5) 政府貸出金・借入金 |
| (3) 信託 | 8 生命保険 |
| 4. 短期債券 | 9 一般政府採入金 |
| 5. 長期債券 | 10 売上債権・買入債務 |
| (1) 長期国債 | 11 その他の金融資産・負債 |
| (2) 地方債 | (1) 現金運用部預託金 |
| (3) 公社公団公庫債 | (2) 政府出資金・受入金 |
| (4) 金融債 | (3) 損金保険 |
| (5) 事業債 | |

引金融資産・負債の取引項目は、日本銀行が作成している資金循環勘定項目にほぼ対応しており、表2のようになっている。

注1) ウルソン(参考文献10)は、これを「条件付き」あるいは「附条件的」移転と呼んでいる。

- (4) 小資本準備高(金・SDRを除く)
- (5) 直接投資
- (6) 延払信用
- (7) 債 権
- (8) 対外証券投資
- (9) その他の対外債権・債務
- (10) そ の 他

▽ 評 価

32 現行NIでは、取債サービスは市場価格により評価され、生産所得は、市場価格と要素費用との両者により評価されていた。これに対して、新SNAでは、商品は、購入者価格と生産者価格、生産所得は、生産者価格と要素費用とにより表示されている。(注1)

33 生産者価格は、生産者が事業所において取債サービスを販売したときの市場価格である。産業の産出額と産業別商品産出行列(▽表)は、生産者価格表示される。

34 購入者価格は、取債サービスが購入者に渡される時点での市場価格である。購入者価格は、生産者価格に当該購入者が負担すべき運輸商業マージンを加えた額に等しい。これは、現行NIの市場価格に相当する。

商品の処分、すなわち産業の中間消費(△表)および家計消費、資本形成、輸出・輸入は、購入者価